

長崎県教育委員会
教 育 長 様

長崎県高等学校教職員組合
執行委員長 勝村 功
女性部長 服部 雅子



女性教職員の労働条件改善と母性保護、男女平等に関する要求

貴委員会が本県教育の発展のために努力しておられることに敬意を表します。

女性教職員の一人ひとりの尊厳、人権、生命が大切にされる働き方は、よりよい仕事につながり、それぞれの専門性を発揮して、子どもたちの人間的成長に力を尽くすことができます。「仕事と生活を両立して働き続けられる職場」の実現が必要です。

私たちの切なる要求である下記事項の実現に向けて最大限の努力をされるとともに、要求に誠意を持って応えられますよう強く求めます。

要 求 事 項

- 1 職場における人権侵害やハラスメントを根絶するためのとりくみを強化すること。
 - (1) 管理職をはじめとして全職員に対して研修・啓発を徹底すること。
 - (2) 人権侵害を許さない立場から、第三者による外部相談窓口の設置や迅速な対応ができる体制を整備すること。
- 2 安心して子どもを産み育てられる環境の整備をすすめるとともに、ワーク・ライフ・バランスのとりくみを強めること。
 - (1) 「つわり休暇」の名称を「妊娠障害休暇」とし、その期間を現在の7日から14日に延長すること。
 - (2) 「健康管理休暇」(旧・生理休暇)に「更年期支援休暇」を加えること。
 - (3) 産休・育休の代替教職員は、県教委の責任において、必ず産前休暇の開始に間に合うようにすること。
 - (4) 年度途中で産休がわかっている場合には、年度初めに代替者を確保する「先読み加配」を新設すること。
 - (5) 就学前まで育児休暇(育児の時間)をとれるように改善すること。
 - (6) 「短期介護休暇」の「2週間以上にわたり」の要件を削除すること。
 - (7) 「子どもの看護休暇」の期間を、子どもが18歳に達する年度まで延長すること。
 - (8) 子ども以外の家族も対象とする「家族看護休暇」を新設すること。
 - (9) 部活動の指導について、顧問の時間的・心理的負担を軽減すること。
- 3 妊娠中の教職員については、インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症に感染する恐れが低くなるよう業務軽減等の措置をとること。
- 4 「生理の貧困」対策として、引き続き県立学校へ生理用品を無償配布しトイレへ常備すること。
- 5 「男女雇用機会均等法」・「男女共同参画社会基本法」に基づいて、学校現場における男女の差別をなくし、男女共同参画のとりくみを強めること。
 - (1) 現在の家庭観や教職員の実態にそぐわない忌引休暇及び特別休暇(父母の祭日)での血族・姻族の区別をなくすこと。また、子どもが死亡した場合の忌引休暇を配偶者と同じにすること。
 - (2) 「特定事業主行動計画」で掲げた男性の育児休業取得率や育児参加のための休暇等の取得率の数値目標を達成するための実効ある措置を講じること。
 - (3) 女性管理職を今後も増やすためにも、「長時間勤務の是正をはじめとする働き方改革」を具体的な形ですすめること。
 - (4) 「観点別評価」など新たな取り組みが加わるときには、業務を積極的に削減して、教職員の負担を軽減すること。

以上